

被保険者及び受給者の範囲拡大に関する問題の所在

1. 現状	1
2. 被保険者・受給者の範囲を拡大した場合のイメージ	4
3. 障害者制度との関係	6
4. 若年「障害者」と若年「要介護者」の関係	10
5. 被保険者・受給者の範囲拡大の意義	13

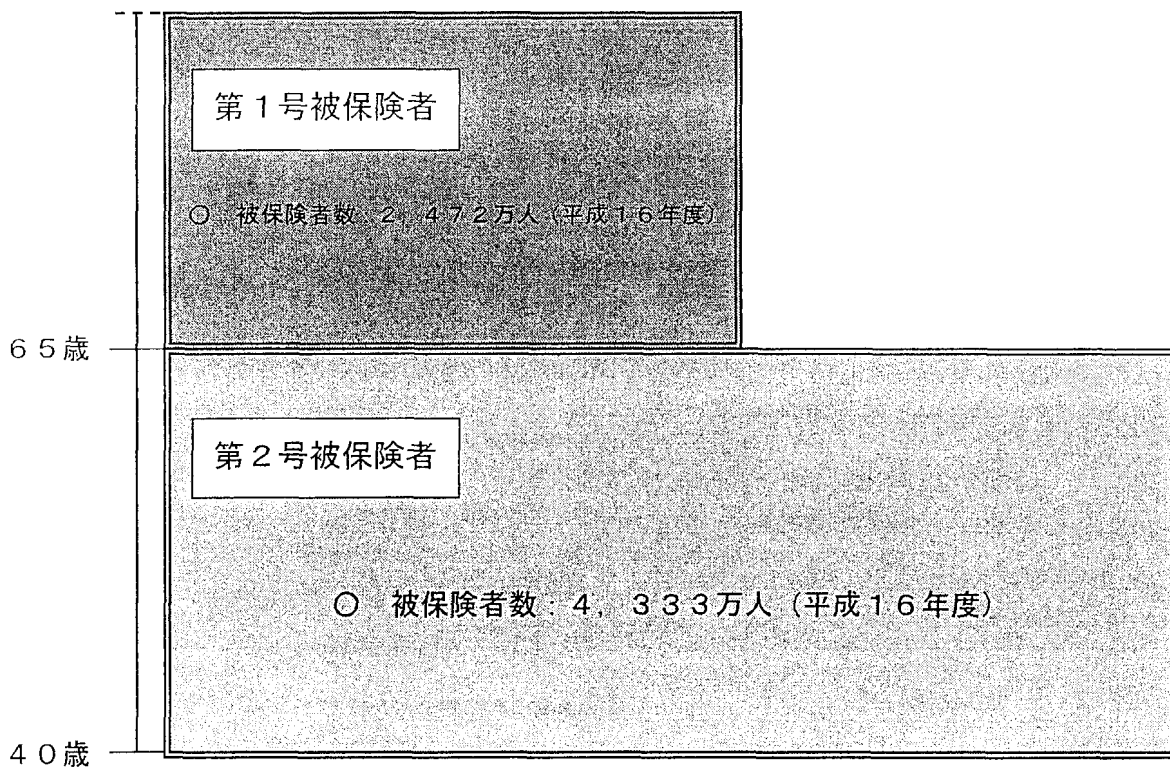
被保険者及び受給者の範囲拡大に関する問題の所在

1. 現状

(被保険者)

- 「被保険者」は、介護保険制度における保険料の負担者であり、制度のいわば「支え手」である。
- 現行制度では、40歳以上の者を被保険者とし、具体的には、
 - ① 65歳以上の者
→ 「第1号被保険者」(2,472万人)
 - ② 40歳から64歳までの医療保険加入者
→ 「第2号被保険者」(4,333万人)

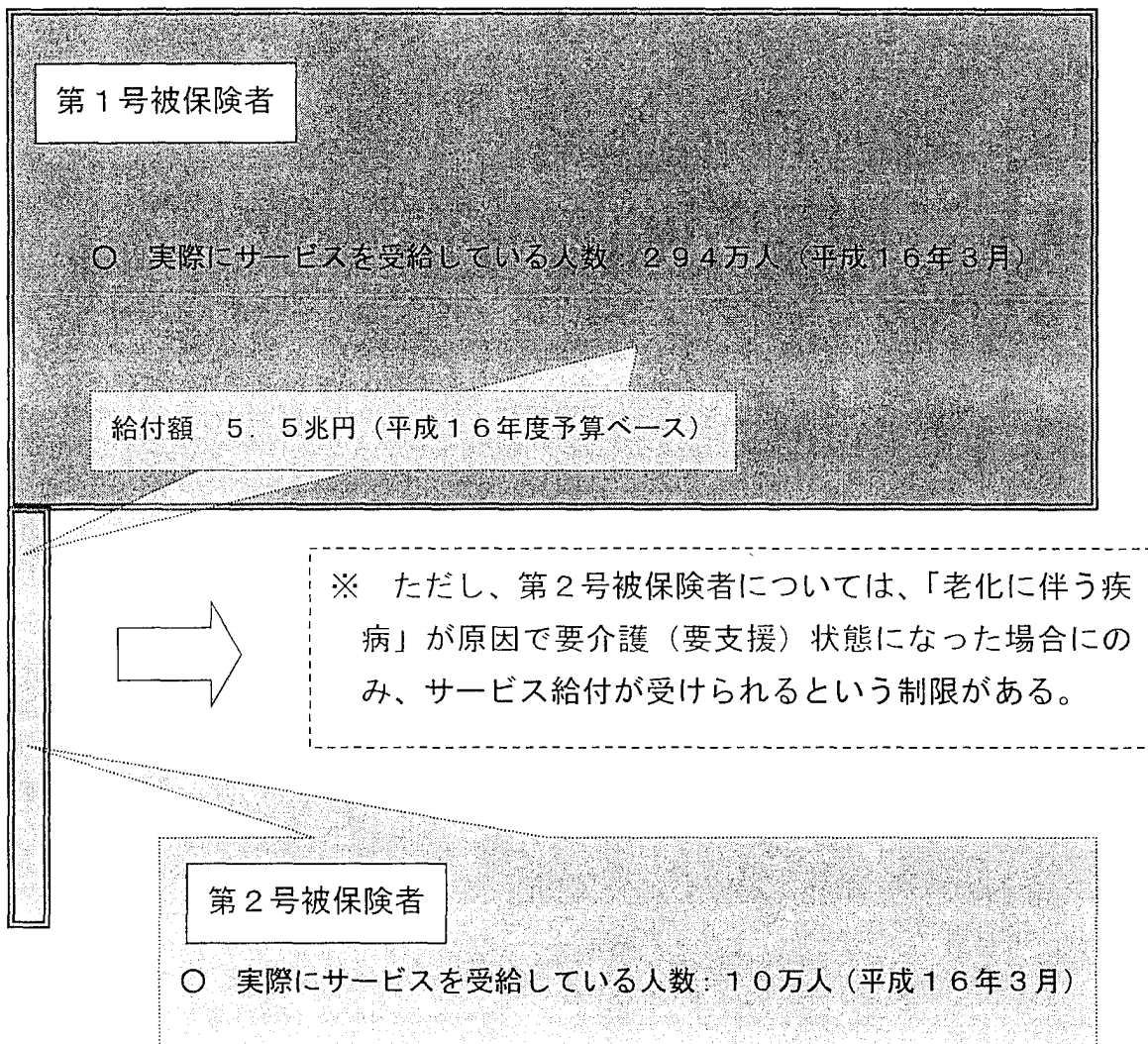
計 6,805万人となっている。



※ 「被保険者数」については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計における平成16年の推計人口による。

(受給者)

- 「受給者」は、要介護（要支援）状態であること等一定の要件を満たす場合に、介護保険制度に基づくサービスの給付を受ける者であり、現行制度では、「被保険者」の範囲と一致している。
- 実際にサービスを受給している者の人数は、
 - ・ 第1号被保険者のうち、294万人
 - ・ 第2号被保険者のうち、10万人計 303万人となっている。



※ 「実際にサービスを受給している人数」については、介護保険事業状況報告（暫定）による。

(現行制度における被保険者・受給者の範囲)

	範囲	サービス受給要件
第1号被保険者	65歳以上の者	要介護（要支援）状態
第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険加入者	要介護（要支援）状態であって、老化に伴う疾病に起因するもの

※ 「老化に伴う疾病」＝15の疾病

筋萎縮性側索硬化症／後縦靭帯骨化症骨折を伴う骨粗鬆症／シャイ・ドレーガー症候群／初老期における痴呆／脊髄小脳変性症／脊柱管狭窄症／早老症／糖尿病性神経障害／糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症／脳血管疾患／パーキンソン病／閉塞性動脈硬化症／慢性関節リウマチ／慢性閉塞性肺疾患／両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(制度創設時の範囲設定の考え方)

○ 被保険者

- ① 介護保険制度は、老化に伴う介護ニーズに応えることを目的とすること。
- ② 老化に伴う介護ニーズは高齢期のみならず中高年期にも生じ得ること。
- ③ 40歳以降になると一般に老親の介護が必要となり、家族の立場から介護保険による社会的支援という利益を受ける可能性が高まること。

○ 受給者

- ① 第1号被保険者については、高齢者であることから、その原因を問わず要介護（要支援）は一般的に対象とする。
- ② 第2号被保険者については、老化に伴う介護という観点から具体的な対象範囲を定める。

⇒ こうした結果、年齢や介護原因によるサービス給付の制限が生じることとなった。

(法施行後5年を目途として検討すべき課題の一つ)

- 制度創設当初から、「被保険者・受給者の範囲」は大きな論点の一つであり、様々な議論を経て、現行の枠組みが取りまとめられた。これと併せ、介護保険法附則第2条において、「被保険者・受給者の範囲」については、施行後5年を目途として検討すべき課題の一つとされた。